

知的財産戦略本部構想委員会（第1回）

日時：令和4年1月31日（月） 10：00～12：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

出雲委員、梅澤委員、翁委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、小谷委員、杉村委員、竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、中村委員、林委員、福井委員、宮島委員、柳川委員、山田委員、山本委員、渡部座長

【事務局】

田中局長、澤川次長、川上参事官、浜岸参事官、塩原参事官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「知的財産推進計画2022」に向けた検討等について
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○川上参事官 本日はご多忙の中ご参加いただき誠にありがとうございます。

私、司会を務めます、内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の川上でございます。よろしく願いいたします。

本日の進行について、御説明をさせていただきます。

会議中は、発言時以外はマイクのミュートをお願いします。カメラは常に委員の方々はオンにしていただければと思います。

御発言を御希望の場合は、挙手ボタンにてお知らせをいただくか、また、カメラの前で挙手をお願いできればと思います。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただきまして、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにしていただければと思います。

事前にWebexの使い方ガイドをお送りしておりますけれども、そこに事務局の電話番号も記載しておりますので、突然落ちてしまったり、あるいは声が途切れているなどのトラブルがございましたら、こちらに御連絡をいただければと思います。

本日は、知的財産推進計画2022に向けた検討などにつきまして、事務局から資料の御説明をさせていただきます。その後、委員各位の意見交換とさせていただければと思っております。

次に委員の御紹介でございますけれども、本来であれば、お一人ずつ御紹介をさせていただくべきところですが、時間の制約もございますので、参考資料1の構想委員会構成員名簿で御確認をいただければと思います。

なお、座長につきましては、事前に若宮知財担当大臣からの御指名によりまして、渡部先生にお願いをさせていただくこととしております。

また、本日は、遠藤委員、落合委員、富山委員は御欠席、宮島委員は途中からの参加、杉村委員と竹中委員は途中で退室と伺っております。

続きまして、本日使用する資料を御確認させていただければと思います。

本日使用いたします資料につきましては、資料1の構想委員会の検討体制とスケジュール。

資料2の知的財産推進計画2021とその推進状況について。

資料3のスタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化。

資料4のデジタル時代のコンテンツ戦略についてでございます。

また、本日御欠席の遠藤委員から、資料5のとおり意見を事前に御提出いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと思います。

○渡部座長 それでは、議事に入らせていただければと思います。

事務局から資料の説明をいただければと思います。

○田中事務局長 事務局の田中でございます。今日もありがとうございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

知財戦略推進計画2022の策定に向けての議論ということになります。一番上にございます知的財産戦略本部で知財戦略推進計画2022を決定する予定で検討してまいりたいと思っております。そのドラフト、基礎を構想委員会で御議論いただくこととなります。

体制につきましては、去年と引き続きコンテンツ戦略については、コンテンツ戦略ワーキンググループ、クールジャパン戦略については、クリエイトジャパンワーキンググループで集中的に御議論をいただきたいと思っております。

それに加えて、本日、後ほど資料3御説明いたしますけれども、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方について、これは独立した形で検討会をつくらせていただいて、検討を進めさせていただきたいと思っておりますことと、資料4で後ほど御説明いたしますけれども、デジタル時代のコンテンツ戦略検討タスクフォースを立ち上げて、主として去年の知財推進計画2021で宿題事項となっておりますデジタル時代のコンテンツ戦略、著作権制度改革を中心としたコンテンツ戦略につきましの工程表の議論をさせていただこうと思っております。

スケジュールでございますが、5月の上旬には構想委員会で知財推進計画2022の素案を取りまとめさせていただきたいと思っております、それまでに本日を含めて4回ほど御議論を進めさせていただければと思っておりますところでございます。

これについては、以上です。

それでは、知財推進計画2022の検討に当たりましては、昨年の知財推進計画2021の中で相当多岐にわたる重たい宿題をいただいております、それについてのフォローアップもお願いしたいと思っております。この資料でどういう進捗状況かということについて、簡単に御説明させていただきます。

去年にまとめていただきました推進計画のポートフォリオは、こんな形でございます、知財投資活用を促すコーポレートガバナンス・コード改訂を奇貨とした知財・無形資産のガバナンスのガイドラインをつくっていくという話、標準戦略の話、データ活用促進のためのデータ取扱いルールの整備、デジタル時代に適合したコンテンツ戦略、スタートアップ・中小企業／農業分野の知財活用強化、クールジャパン戦略の再構築ということになってございます。簡単にそれぞれ御説明をさせていただきます。

知財・無形資産の投資活用促進メカニズムということで、これは下に見ていただいている図でいきますと、上半分が上場企業の話、下半分がそれ以外の中小企業・スタートアップを含めた金融市場の話となっております。

一言で言えば、大企業、あるいは中小企業・スタートアップが自らの知財・無形資産投資戦略を再構築していただき、それを積極的に開示いただいて、投資家、金融機関が積極的にそれを評価し、上場企業においては、企業との対話、投資ポートフォリオのチェンジ、議決権行使などを通じて、大企業と対話をしていただく。そのプロセスに応じて、大企業の行動も促されていきます。

金融機関においては、中小企業・スタートアップの開示を積極的に評価いただいて、金融機関が事業性評価に基づく融資を積極的に行うというメカニズムでございます。

大変優良で効果的な戦略を構築、推進していただいて、そういうことが評価される企業においては、ますます企業価値が高まり、有効な資金の獲得ができて、知財・無形資産への再投資につながっていく、こういうメカニズムをつくるのが目的でございます。

きっかけでございますけれども、去年の6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂の際に二つありました。

補充原則3-1、知財投資の戦略を開示する、補充原則4-2、取締役会は知財戦略について監督を強化してください、この二つであります。

これにつきまして、上の青囲みの一番上でございますけれども、企業がどのような形で知財・無形資産の投資活用戦略の開示、あるいはガバナンスの構築に取り組めば、投資、金融機関から適切に評価されるかということにつきまして、特別に検討会を設けまして、知財・無形資産ガバナンスガイドライン、略称でございますけれども、これを先週の金曜日、1月28日に公表させていただいたところでございます。

それにつきましては、参考資料4という形でガイドラインを添付してございますので、適宜御参照いただければと思います。

これをどういう方に発しているかということでございますけれども、一番下の黄色のと

ころにございますように、企業の取締役、経営陣に見ていただきたい。もちろん社内の各部門の方にも見ていただきたいわけにございますけれども、特に経営層に見ていただきたいということを祈願してございます。

あわせて、投資家、金融機関に対しても、これに基づくアクションを具体的に記載して、お願いしているところでございます。

簡単に知財・無形資産ガバナンスガイドラインの全体像をここで示してございますけれども、特に左側の赤いガバナンスガイドラインという赤枠の左側の上に、知財・無形資産のスコープを書いております。

ここでいう知財・無形資産、とりわけ知財につきましては、いわゆる知財権に限らず、そこがございますように、技術、ブランド、デザイン、データ、顧客ネットワーク、バリューチェーン、サプライチェーン、さらにはこれをマネージする組織能力、プロセスということも含めた広い知財・無形資産のスコープを取り上げることにしてございます。戦略再構築上は、必ずしも知財権だけでは有効な戦略構築ができないということで、こういうことにしているところでございます。

知財・無形資産ガバナンスのガイドラインのエッセンスを五つのプリンシプルと七つのアクションにまとめてございます。

一つ目は、何のために知財・無形資産戦略ガバナンスをやっていくかということで、マークアップ率を引き上げるための価格決定力につなげる、技術革新で引き起こされるゲームチェンジに対応する。

二つ目に、知財・無形資産に関する投資については、費用計上されているわけですが、投資家から見ますと、中長期的な企業価値をつくるための資産形成をしているかということで評価をされていて、そのことを改めて認識しなければいけないということです。

開示をしても、それが差別化、競争戦略にいかにつながっているかということきちっと論理立てて説明することが大事でありまして、ロジック／ストーリーを重視してほしいということです。

そして、何よりもこれを構築し、実行するためには、相当幅広く全社横断的な体制整備をしていくことと、取締役会の関与が不可欠だという点でございます。

あわせて、投資家、金融機関には、中長期的な視点で企業を応援していただきたい。

七つのアクションにつきましては、まず現状の知財・無形資産がどのような形で競争力につながっているのかを把握すること、次の新しい社会課題について、自らの企業がどういう企業価値を提供するか、その特定とそのための戦略です。それを実現するための価値創造ストーリー、競争力のあるビジネスモデルの提示という意味です。それを実現するために、投資や資源配分をどのように戦略的にやっていくのか。その実行体制のガバナンス、開示、積極的な対話、こういう内容で構成しているものでございます。

簡単に一例だけ申し上げますと、戦略構築の流れにつきましては、先ほど現状の評価が大事だということで、As Is、現状の姿として、どのような知財・無形資産が競争力のある

ビジネスモデルにつながって支えているのか。そして、それによるサービス提供がどのような社会価値や経済価値をつくり出しているのかということを確認いただいた上で、上に飛びますけれども、緑と青のところ、今後の経営ポートフォリオといったところで目指すべき姿を、目指すべき企業価値、社会価値、経済価値からバックキャストで検討いただく。それを実現するためにどのような製品・サービスを提供するのか、それに競争力を持って価値提供していくためにどのようなビジネスモデルをつくるのか、それを形づけるためにどのような知財・無形資産が必要なのか。

将来のTo Beの姿のインプットとAs Isの姿のインプットを比較することによって、その差分を埋めるべき強みのある知財・無形資産とは何かということが特定されて、そのための再投資戦略を自分でつくるのか、それとも買ってくるのかといったことについて指し示していく、こういうことになります。こういうストーリーに加えて、これらを管理するための定量的なKPIがあるはずですが、それについても可能な範囲で開示をいただくことを申し上げます。

実行体制でございますけれども、これにつきましては、全社横断的な社会の幅広い部署が連携することが不可欠でございます。知財部門だけではできません。経営企画、事業部門、研究開発部門、マーケティング、営業など、社内の幅広い部署の連携が必要です。

そのためには、経営トップ自らが旗を振って構築していただきたい。あわせて、社外取締役を含めて骨太な議論に昇華させていただくために、取締役のスキルマトリックスの管理も必要になってくる、こういうことを申し上げているところでございます。

今後につきましては、経営報告書などのどのように反映されていくのかということについての評価を続けたいと思います。

アワードなどの活動によって、これが実際に実行されている企業とそうではない企業に見える化をしていきたい。あわせて、民間のIRなどで普及活動を進めていきたい、こういうことをお願いしてまいりたいと思っております。

以上が知財・無形資産ガバナンスの話でございます。

次に、標準戦略についてお話をさせていただきます。

昨年、年央の知財推進計画で、今、御覧のような推進体制が引かれて、逐次実行しているところでございます。体制が整うだけでは中身が進みませんので、下にございますような重点分野を指定しながら、分野別に省庁の特別チームや官民の連携もこの場を使ってさせていただくことをしてございます。

実際には中国の標準活動のスピードが物すごく激しいということもございまして、それに気づいてから来年の夏に予算要求をして、再来年から施行ということでは到底間に合わない、総合科学技術会議のプリズムのスキームの中に、標準活用のための特別な事業を設けさせていただきまして、関係省庁に年度の途中で予算の追加配分をして、加速化するような事業を進めさせていただいているところでございます。

このような事業を進めさせていただく過程で気づきもございました。一つは、各分野は

標準戦略を有効に打っていくためには、そもそもその事業分野、戦略分野における競争戦略がしっかりと明確になっていることが非常に大事だと思いますけれども、コンペティターがどういう戦略で、どのような手を打ってきているのか、我々はそれに対してどういう差別化戦略を取っていけるのかというところの戦略的な吟味が十分ではない、そういう事業分野が多いのではないかとということも一つの反省点として感じたところでございます。

したがいまして、今後、政府の中の標準戦略の打ち手の進め方についても、今、見直しを進めているところでございまして、政府のR&D関係のナショナルプロジェクト、あるいは実証事業、その採択、執行管理プロセスの中に、まずは競争戦略を明確化していただく。その競争戦略に基づいて、いかなる標準戦略が策定されているか、その中身を実際に関与される企業の経営層にコミットを確認していくプロセスをビルドインします。

実際に実行するためには、そのための管理監督委員会が設けられることとなりますけれども、その中に標準化ではなくて、標準戦略に通暁した専門家に入っていただき、具体的なプロジェクト管理をしていただくような管理モデルをこれから実装していこうと考えてございます。

まずは2兆円のグリーンイノベーション基金が年度に積み立てられておりますけれども、この基金の実際の執行運用プロセスです。今まさに申し上げたようなプロセスをビルドインするというを進めようとしてございます。こうしたことを先行事例にして、ほかの省庁の他のR&Dプロジェクトにもこれを実装していく。

政府全体で申し上げますと、総合科学技術・イノベーション会議が行っておりますSIPという事業がございまして、この事業が次期のSIP事業の計画プロセスに入っております。SIPの次期のプロジェクトにおいても、似たようなモダリティーを導入していくことを検討しているところでございます。こういったことによって、実効性を増していこうということを考えているところです。

以上が標準戦略でございます。

データの関係です。昨年の知財推進計画、それから、次のページにございますけれども、包括的データ戦略に基づきまして、データの活用促進の環境整備を進めていく。その一つの重要なツールとして、国が何らかの形で関与するような重点的なデータ流通基盤、プラットフォームを整備していくことにしてございます。

このプラットフォームのまさに運用利用規約として、データ取扱いルールを整備しています。その目的は、14ページの右側にございますようなステークホルダーの懸念・不安をクリアリングしていく。その機能としてルールをつくっていくという目的でルール整備を始めているところでございます。

これにつきましては、渡部俊也先生を座長とした専門家の検討会を設けさせていただきまして、最終的にはデジタル庁のデータ戦略推進ワーキンググループの下に、データ取扱いルールのサブワーキンググループという形で再編成し、昨年の12月にガイダンスのバージョン1.0をパブリックコメントにかけて、現在、パブリックコメントの対応の最終プロセ

スにある状態でございます。

このガイダンスは、各プラットフォームが実際のルールをつくります。そのルールをつくる際の着眼点、留意点、検討プロセス、そういったものを指し示したものでございます。

このガイダンスの対象となるプラットフォームは、16ページ目の右下にございますように、デジタル社会重点計画で指定された分野別のプラットフォーム、分野横断のプラットフォームということになります。

左下にございますけれども、重点計画において各プラットフォームがガイダンスを参照して取扱いルールを定める。こういうファンクションになってございます。

簡単にさせていただきますが、まずプロセスとしては、データがバリューを生み出すプロセスと、そこに入ってくるステークホルダーを特定し、ステークホルダーごとの懸念・不安をアイデンティファイしてください。そのリスクに応じた対応ポリシーをまず決めてくださいということでございます。

その上で、それぞれの関与者がどのような利害、関心、懸念・不安事項を持っているかということを表示し、確認し、利用者にそれをコミットさせるプロセス、そして、プラットフォームから外の第三者に提供する場合においても、データ利用者がそれを万全ならしめるための措置を取ることを確認していく、そういうプロセスを明示したということでございます。

その際の確認手段として、ITの活用や認定、認証などの参加資格管理、こういったものも使っていきます。これはパーソナルデータとノンパーソナルデータによって、かなり粒度の違う話になりますので、これを二つに分けてお示ししているということでございます。

ポイント3のところ、リスクに応じて柔軟なルール設計をしてくださいということと、最後のルール実行担保のアンカーとして、参加資格管理についてのガバナンスルールを設けてください。最後に、外部状況の変化を含めて、アジャイルに検討して直していきましょう、こういうことをお願いしてございます。

今後でございますけれども、パブリックコメントへの対応を進めて、可能な限り速やかに公表させていただきたいと思っております。その上で、先ほど申し上げましたデジタル社会重点計画で定められた各プラットフォームでの実装段階に入っていく。その実装に応じて見直すべき点があれば、まさにポイント5で示されているように、ガイドライン自身をアジャイルに見直していく、そういうプロセスに入っていく予定でございます。

次にデジタルコンテンツに基づく著作権制度改革の話でございます。これも去年の推進計画、規制改革の実行計画の中で改革事項として定められたものでございまして、デジタル時代になって、互いに顔の分からない相手同士で流通を促進するために、さらに改善されたライセンスの仕組みを考えていく。簡素で一元的な権利処理が可能となる制度の実現を図るということにしております。

この検討の過程では、去年の3月までに中村伊知哉先生に座長をいただきましたタスクフォースで検討してきた中身が反映されてございます。これは昨年年度内に大きな方向性

に対して結論を出して、来年の通常国会に著作権制度法案を出すという方向で検討をされております。そのため、昨年末に文化庁の文化審議会著作権分科会で、大きな方向性の結論を出していただいております。

これがその中身でございますが、簡単にこちらの図にいたしますと、課題は権利処理のための努めて時間的な権利処理コストを低減していくことが目的になります。

そのために分野横断的な一元窓口とそのための分野横断データベースをつくり、そこで探索を効率化します。集中管理団体に預けられたものであれば、ここでの許諾をやっていきます。

意思表示もできるようにしていく。意思表示があるものについては、個別許諾をしたいものはそうしていく。

それ以外の意思表示がないもの、連絡が取れないもの、権利者不明の場合については、一元的な窓口で新しい権利処理をしていく、あるいは集中管理団体で拡大集中許諾をしていく、そのような中身が提言されてございます。

これにつきましては、今後、これも去年の知財推進計画で制度改革のさらなるこの先の進め方、まさにここに示されております、これを実現するためのIT基盤の在り方、こういったことを連結してまとめていかなければいけませんので、それを実現するための工程表をまとめろという宿題をいただいております。そのため、後ほど資料4で御説明いたしますデジタル時代のコンテンツ戦略タスクフォースで工程表の検討をしていきたいというのが、年央に向けてのお仕事になります。

海賊版でございますけれども、これにつきましても、海賊版の総合対策メニューに基づいて逐次進めておりますが、ベトナム由来の海賊版のサイトが非常に深刻化しております、一刻も早くその当事者を身柄拘束するというものに向けて、ベトナム政府との連携につきまして、今、官民を挙げた具体的な行動に入っております。

あわせて、著作権法改正法案でリーチサイト対策と侵害コンテンツのダウンロード違法化が執行されましたので、それに併せて総合対策メニューを去年の4月に更新しております。とりわけ国際連携・国際執行のための措置、アクセス防止機能の導入等のところを強化いたしました。引き続きベトナムの被害を止めることに向けて、全力を挙げてやってまいりたいと思っております。

最後にクールジャパンになりますけれども、これにつきましては、ここ数年のクールジャパンの前提は、かなりインバウンドに依拠した形でクールジャパンの振興が行われていたところがございますけれども、その前提が崩れてしまったということで、あわせて、社会全体の価値観も変わってきているだろうということで、田中座長の下、クールジャパンのワーキンググループで、クールジャパン戦略の再構築の議論を進めていただきました。

その結果、かなり価値観も変更しており、健康・衛生、安心・安全、サステナブルといったところの価値観の変化を捉まえていかないといけないということで、新しい変化している価値観に対応したクールジャパンの資源を発掘して、発信していくということ、そ

れから、インバウンドから輸出というような循環だけでは、今、この状況を打破していけないので、むしろデジタルを含めた輸出、来るべきグローバルな人の交流の再開、インバウンドへ向けての予備的な投資、そういうような意味での輸出とインバウンドの好循環を構築していくことと、デジタルによる発信を強化していこうということでもあります。

とりわけ、その発信においては、ストーリー性を重点に置いた発信力の強化をしていかなければいけない、クールジャパンの官民連携プラットフォームについても、食と食文化のところに焦点を当てた具体的なプロジェクトの発掘の仕方のモデルをつくっていくようなことを始めているところでございます。こういった新しい要素に併せて、関係省庁のそれぞれのクールジャパンの施策の見直しを逐次進めているところであります。

長くなりました。以上でございます。

次、資料3の説明をお願いします。

○川上参事官 続きまして、資料3に基づいて御説明させていただきたいと思います。

これから知財推進計画2022の取りまとめに向けまして、議論を深めていただきたいテーマの一つが、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化でございます。

知財エコシステムのイメージでございますけれども、近年、ディープテック、バイオメディカル分野のイノベーションの重要性が高まっている中で、こうしたイノベーション機能を担うスタートアップにとりまして、知財戦略がビジネスの成否を分ける決定的なポイントになっているのではないかという認識がございます。

そういう認識の下で、日本全体のイノベーションを活性化していく上で、例えば大企業、大学に蓄積されているような優れた知財を見える化して、機動性・迅速性の高いスタートアップにおいてその知財をフル活用して、事業化につなげ、新たなビジネスの創出拡大をもたらす、そのような知財エコシステムの構築が必要ではないかという問題意識を持っております。

その上で、知財エコシステムを構成する各プレーヤーにそれぞれいろんな課題があるのではないかということで少し整理したものが2ページのところでございます。

例えば左側の大学がでございますけれども、大学の知財マネジメント組織能力にはかなりばらつきがあるのではないかと、あるいは予算の制約から海外出願が十分にできていないのではないかと、大学で生み出された多くの知財の活用は不十分ではないかと、また、ポリシーの整備の問題とか、知財の譲渡、ライセンスの対価を受け取る際に、株とか、ストックオプションの活用はまだ制約があるのではないかという課題を挙げさせていただいております。

右側のスタートアップのところでございますけれども、ここについては、知財戦略の実行体制が脆弱であるとか、知財の知識を有する人材が少なく、見つけることも困難、先ほど触れました株やストックオプションの活用の制約、こういった課題を挙げさせていただいております。

上のVCのところにつきましても、知財戦略の観点からのスタートアップ支援が不十分であるとか、あるいは技術シーズ、知財専門家のマッチング機能が不十分ではないかと、こう

という課題を挙げています。

右上の知財戦略専門家のところですが、ここにつきましても、スタートアップの知財戦略を助言できるような専門家が限られているとか、あるいは専門分野に応じた専門家のマッチングが困難ではないか、こういう課題を挙げています。

左上に技術仲介事業者もこのプレーヤーに加えておりますけれども、いろんな技術情報のデータベースが分散されていて、技術の探索にコストがかかっているという課題ですとか、あるいはコンテキスト化された技術情報とか、ニーズ側の情報の蓄積が少ない、あるいは大企業の技術シーズのアウトバウンド機能が弱いのではないかと、こういった課題を挙げています。

最後、一番下の大企業のところですが、大企業についても、スタートアップのイノベーション機能の活用がまだ不十分ではないかという課題、カーブアウトが不十分であったり、多くの知財を保有していても、それが十分に活用されていないのではないかと、スタートアップとの関係でまだ不公正な取引が存在しているのではないかと、こういった課題を挙げさせていただきます。

その上で、今後どういう対応の方向性を考えられるかということで、大きく四つほどに整理をさせていただきます。

一つ目は、スタートアップに対する知財戦略の支援サービスをエコシステム化できないかという問題意識でありまして、これはスタートアップの知財戦略を担えるVCとか人材が見える化することで、スタートアップにマッチングする枠組みが必要ではないかということ、そういった人材を増やしていくために、例えばVC等へのインターンみたいな流れを広げていけないか、大学の知財マネジメントの強化に向けて、分散化されているマネジメント機能の集約化を図る必要があるのではないかと、こういう問題意識を挙げております。

二つ目は、大学からスタートアップへの技術移転をめぐるいろんな障壁を除去する必要があるのではないかとということで、例えばスタートアップが大学に支払う知財対価について多様なやり方を可能とするために、例えば株式・ストックオプションによる支払いがしやすい環境整備が必要ではないかという点、大学が知財を取得、保有する場合、どうしても事業化を見据えた強い権利の取得ができていないのではないかとということで、そういう強い権利の取得に向けた環境整備が必要ではないかということ、例えば大学が大企業と共同研究をした成果をもっとスタートアップが活用しやすくするために、共有特許の権利取得保有の在り方についても、見直しが必要ではないかと、こういう課題を挙げております。

三つ目ですが、大企業による経営アセットをもっとスタートアップに提供することを促進できないかということで、これはコーポレートガバナンスの仕組みを活用しながら、大企業が自社の人材とか、資金、そういった経営アセットをスタートアップに提供して、そのイノベーション機能を最大限活用しながら、かつ社内の構造改革にも生かしていく、そういう流れを強化できないかという問題意識を挙げています。

四つ目は、知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの強化ということで、

これは特に大学、大企業が保有する未利用の知財について、ライセンスの意思も見える化する形でデータベースの整備等を進めることで、スタートアップのニーズとのマッチングを進められないかという方向性を挙げております。こういった点について、今後議論を深めていただければと思っております。

○塩原参事官 続きまして、コンテンツ戦略でございます。

デジタル時代のコンテンツ戦略につきましては、昨年の知財推進計画2021でお示しいただきました方向性に基づいて、文化庁文化審議会におきまして、拡大集中許諾制度等を基にした簡素で一元的な権利処理の仕組みについての検討をいただいて、昨年末に中間まとめをいただきますとともに、本年はさらに具体的な制度設計等の検討が文化審議会において進められることとなっております。

デジタル時代の著作権制度改革につきましては、内閣府、総務省、文化庁、経産省の4府省庁による工程表の策定という宿題も、昨年の知財推進計画2021によりいただいているところでございます。

今期の構想委員会では、こうした著作権に関する新たな仕組みの検討の動向にも留意しながら、それらの仕組みを生かして、さらにデジタル時代におけるコンテンツ創出のエコシステム全体をどのように活性化していくのかについての御議論をいただければと思いません。そういった検討を踏まえまして、4府省庁の工程表策定にも生かしていきたいと思っております。

具体的には検討タスクフォースを設置して検討を行い、デジタル化の進展がコンテンツの創作、物流の在り方をどのように変えていくのか、そういった未来像を明確にさせていただきますとともに、利用と創作の好循環により、エコシステムを活性化していくような環境づくりに向けて、整理をお願いできればと考えております。

資料4は、こうした検討に当たっての考えられる検討の切り口、特に検討をお願いしたい事項や課題について、取りあえずお示しをさせていただいているものでございます。

コンテンツのエコシステムの未来像につきましては、1ページ目でございますが、デジタル時代の構造変化とコンテンツ創作・流通・利用の未来像について考えられる切り口として、主に三つの切り口からの検討をお願いできればと思っております。

第1に、デジタル化がもたらすメディア・コンテンツ産業の産業構造への影響についてでございますが、デジタル化の進展は、コンテンツの流通経路の多様化・ボーダレス化をもたらす、メディア・コンテンツ産業における産業構造の変革を促進しております。今後はさらに市場はグローバル化に向かい、多様な制作事業者が配給・配信事業者から独立して、自らの経営判断により多様な流通経路への作品を供給するというような流れを促すことも想定されるところでございます。

第2に、個人による創作活動については、デジタル技術の普及によりアマチュア、一般人もコンテンツ制作に大量に参入するところとなっており、今後はさらにコミュニケーションツールとしてのコンテンツの発信が一般化し、他者の作品を素材にした二次創作・n

次創作も拡大していく流れが想定されているところでございます。

第3につきまして、現在まさに進行中のテーマでございまして、その将来像については、まだまだリード的な部分も多いと思いますが、メタバースなど、仮想空間上におけるコンテンツ消費等をめぐる新たな動きについても留意が必要であろうと思っております。仮想空間上のビジネス経済圏が拡大し、アバターによるもう一つの現実での生活が現出するといった中で、従来に予期しなかった課題が惹起されることも考えられる一方、メタバース空間上での人々の交流が新たな形でのコンテンツの消費や創作を促す契機となるかと思っております。

以上を踏まえ、デジタル時代のコンテンツ・エコシステムの大きな方向性、将来予測として、一つは、コンテンツビジネスは、市場のグローバル化により、海外展開を前提としたビジネスモデルになっていくこと、さらには多様なクリエイター、制作者による創作・発信が拡大していくこと、また、デジタル化のメリットを生かして、利用と創作の好循環によるさらなる価値増殖をより一層加速させていくことが可能となる、このような将来が見通せると思っております。このことは、すなわち、コンテンツ市場の成長とクリエイターへの利益還元拡大のチャンスとなっていると考えているところでございます。

2ページ目でございますが、コンテンツ・クリエーション・エコシステムのこういった将来像、エコシステムの活性化のイメージを図にしたものでございます。

とりわけ、デジタル時代のスピードに対応した利用と創作の好循環による価値増殖の加速といった面につきましては、著作物の利用にかかる権利書への手続コスト、時間コストの軽減を図ることが特に不可欠になるかと思っております。

このため、現在、文化審議会におきまして御審議をいただいております一元的な権利処理の法制度に関する検討に加えまして、2ページ目の右下の吹き出しのところにもありますような、権利者と利用者との効率的なマッチングを促すためのインフラとして、利用可能なコンテンツの検索から利用申請、許諾、利用料の支払いまでの一連の手続をオンライン上で完結できるような権利処理のIT基盤の整理も重要な課題となると考えております。

3ページ目でございます。そういった課題を踏まえつつ、コンテンツの創出・保護・利用の好循環を創出して、活性化させる環境づくりを進めていくための特に検討をお願いしたい観点をまとめたものでございます。

第1に、デジタル時代に対応した著作権権利処理の基盤づくりに関しましては、簡素で一元的な権利処理のための仕組みをどのように整備していくかにつきまして、文化審議会における新たな法制度等の検討の動向にも留意しつつ、権利処理IT基盤の分野横断的な整備について、国のデジタル・アーカイブ政策やデータ戦略との連携の在り方等も含めた検討を進めていただければと思っております。

それらの検討につきましては、4府省庁によるデジタル著作権改革の工程表の策定にも反映してまいりたいと考えているところでございます。

第2に、多様なクリエイター・制作者による創作・発信を支える環境づくりに向けた課題

の整理をお願いできればと思っております。例えばデジタル時代に対応したコンテンツ産業の制作システム、UGCの拡大等をコンテンツ産業の発展につなげていく環境、仮想空間上における新たなコンテンツ消費等の動きに対応した権利保護等の在り方、著作権管理・利益分配の効率化・迅速化等に資するデジタル技術の活用等の分野でどのような課題が考えられるか等について、御議論をお願いできればと思います。

これらの課題につきまして、2月以降、コンテンツ戦略の検討のタスクフォースにおいて御議論をいただいた上で、その成果を下に構想委員会のコンテンツワーキンググループ、構想委員会親会議におきまして、順次御審議を賜ればと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 御説明は以上でよろしいですか。

それでは、ただいま事務局から御説明のありました内容について、御意見や御発言をいただければと思います。

冒頭で事務局より説明がありましたとおり、御発言のある方は挙手ボタンまたはカメラに向けて挙手をお願いしたいと思います。

発言されるときは、マイクをミュート解除していただければと思います。

なお、本日は19人の委員の方が出席でございます。70分なので、全員に御発言いただきたいと存じますので、2～3分ぐらいの御発言をお願いできればと思います。時間がありましたら、2巡目を行いたいと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

御発言のある方は、挙手等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。竹中委員、お願いします。

○竹中委員

今日、この後、失礼しますので、発言させていただければと思います。

日本の大学のスタートアップと知財エコシステムについて、アメリカの観点からお話をさせていただければと思っております。

日本の大学の場合、企業と共同発明をした場合、取得した特許が共有になったり、または場合によっては特許権が譲渡されて企業が取得することが多いとお聞きしました。そういうことであれば、日本の企業側に特許が付与された発明が大学の教員の時間や施設を使ったという意識が低いと思いました。

アメリカの大学では、発明に使った大学の教員や研究者の時給、特許取得経費、施設費等は間接費として、直接費とは別に負担してもらい、かつそれでも十分ではないので、共同研究の成果である特許は原則として100%大学に帰属というルールにしております。

大学に帰属するということですので、未利用であれば、ほかの企業に利用させることもできますし、特に連邦の資金が入っている場合には、連邦政府が使うようなことにもなるわけで、日本でも大学で生まれた発明は原則として大学帰属とする根本的制度を構築することを考えたらどうかと思います。

あと、アメリカの特許法の下では、共有者は自由にライセンスできて、また、持ち分譲

渡もできるということで共有でも大学は交渉力があるのですが、日本では他の共有者の承諾を得ないとライセンスも持分譲渡もできません。このような日本法の下では、大学自体は実施ができないので、不実施保障契約を締結することを聞いたことがあります。共有の場合の日本の大学の交渉力を上げるためにも、共有者の権利、特に大学発明については例外を設けるなど、現在の制度を考え直したらいいのではないかと思います。

最後に、クールジャパン、また、知財エコシステムにも関連することでもありますが、日本から海外に行く留学生の割合は、ほかの国に比べて非常に減っています。それに加えて、現在の日本が鎖国状況にあることで、外国人がシステムに入れなくなっています。イノベーションを起こすには研究者の多様性が大変重要になります。日本における知財エコシステムに異なる考え方やカルチャーを持った研究者や学生が意見を交換できる環境をつくるためにも、早く外国人が日本に來たり、または日本人が外国に行ったら、自由に帰ってこられるような環境にしてほしいことをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。押しボタンかジェスチャーでお願いしたいと思います。出雲委員、お願いします。

○出雲委員 渡部先生、これは幅広に気づいたところをコメントさせていただく形でよろしいのですか。

○渡部座長 御意見、あるいは御質問であれば構いません。

○出雲委員 分かりました。ありがとうございます。

私は質問ではなくて、コメントです。今、同じように大学発のスタートアップ、知財エコシステムの強化のところで、事務局の説明資料でいうと2ページ目のところです。大学、仲介事業者、VC、知財専門家、スタートアップ、大企業とあったのですが、この中で一番上の黄色のVCのところを底上げしないと駄目ですという話を一言申し上げたいと思います。

私どもは大学農学部初のベンチャー企業として、2014年に2,905社ある大学発ベンチャーで初めて東証一部に上場いたしました。第2、第3のディープテック、リアルテックの大学発ベンチャーを創出するために、250億の大学発ベンチャーを応援するリアルテックファンドを立ち上げて、今、運営しております。

このリアルテックファンドでスタートアップとベンチャーに一番喜ばれるのは、知財支援と弁理士をスタートアップ、ベンチャーに紹介してあげることです。普通はスタートアップに知財戦略実行体制が脆弱という御指摘はそのとおりなのですが、スタートアップを責めてもしかたがなく、スタートアップの価値向上、成長をドライビングしていくのは、ベンチャーキャピタルの仕事なのです。

そのベンチャーキャピタルが知財戦略実行体制を強化できるように、適切な指導やアドバイスができないと、大学発スタートアップの知財エコシステムの構築というのは、絵に

描いた餅で終わってしまいます。ですので、とにかくベンチャーキャピタル、リスクマネーの供給側で知財の重要性をしっかりと認識すること、その知財人材との交流をとにかく進化させるような施策を国として働きかけていかないと、エコシステムやほかの部分の回転が始まらなくなってしまうと思っております。

ベンチャーキャピタル、VC、リスクマネーの供給サイドにおける知財の重要性の認識とスタートアップを応援できる知財人材の育成、マッチング、機能強化が、この話では常々一丁目一番地ではなかろうかと思っております。

最後に、大学の能力のばらつきの指摘がございますが、これは単に件数が少ないからなのです。件数が多くなってくると、各大学の皆さんは上手にやっています。約3,000社、2,905社の大学発ベンチャーで、東大発は323社、京都大学は223社、早稲田と慶應がちょうど90社ずつなのですけれども、こういった大学がなぜうまくやっているのかというのは、事例と件数が豊富にあって、ノウハウが蓄積しているから上手に知財マネジメント、知財エコシステムの構築ができています。

そういった観点では、今、大学発ベンチャーが最も少ないのは富山県の3社でございます。次に少ないのが青森の4社、島根県の5社、こういった経験が少ない大学にいきなり難しいことを言っても、エコシステムの構築にはたどり着かないと思いますので、先行している地域の中核大学から人材やノウハウを移転すること、そして、島根や富山や青森においても、件数を多くこなしてエコシステムを構築することと同時に、マネジメント能力を高めていくことをやっていきたいと思っております。

この図でいいますと、VCのところを徹底的に強化することと、大学については、件数を増やしてあげるという2点を集中的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。

今、竹中先生と出雲さんのお話に関わる領域で、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化について、コメントをさせていただきたいと思います。

この絵の中でいうと、知財戦略専門家のところが結構鍵になると思っていまして、まず知財戦略専門家はこういった専門家なのかというところが、まだ曖昧になっていると思っています。ともすれば、いわゆるスタートアップの経営者に対して、知財という専門領域から助言を与えるみたいな感じになりがちなのですけれども、実際には知財戦略を経営者とコミュニケーションすることで、双方で何かをつくり上げていくという構造でないと意味がないと思っています。

スタートアップとしては5年ぐらいやっているのですけれども、当初から思っていたことは、スタートアップの経営者の知財スキルとか、知識、経験が圧倒的に少なく、どうしても事業をつくるほう、サービスをつくるほう、プロダクトをつくるほうにエネルギー

が集中していて、知財と事業が非対称な領域になっているので、ややもすると、一方向で教を請うみたい構造になっているところが気になっています。ですので、知財戦略専門家というのは、本質的には事業ができる人、事業が分かる人が必要だと思うので、知財の領域が分かっている人という定義にすると、実際の実行が難しいのではないかという問題意識を持っています。

私が求める知財戦略の専門家はどういう人かということ、知財価値を変換できるメカニズムについて非常に知識がある人だと思います。知財価値を変換するとはどういうことかということ、最終的には売上げに変えていく力だと思っていて、私はまさにそういうやり方をしていますけれども、知財を知財として存在させていて、知財として直接お金に変えるというやり方は非常に難しいし、あまり意味がないと思っていて、知財をどうやって技術とか、製品とか、サービスとか、プラットフォームに変換するかという仕組み自体に関してしっかり分かっている、入り口戦略も出口戦略も両方分かっている人を知財戦略専門家と定義したいと思っています。

そういう人は一体どういう人なのかということ、ロールモデルとして誰がそれに近い人なのかということです。先ほど可視化とおっしゃっていたのですが、可視化の仕方もどのようにするのかは気になっていて、可視化のさせ方を結構具体的に進めていただきたい。なので、そこをどのように可視化していくかという意味では、議論をしていきたいと思っています。

以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 今、ずっと大学発ベンチャーの話が出ていますので、それに続けてお話をさせていただければと思っていますが、問題点で言えば、御指摘のとおり幾つかありますが、一方で、大企業のコーポレートベンチャーの方とお話をしていると、アメリカの大学発ベンチャーは、かなり高くなり過ぎてしまっていて、投資というと費用対効果がだんだん厳しくなっています。中国のベンチャーなども米中貿易摩擦の問題で手を出しづらい。

いろいろ比較すると、結局、日本の大学発ベンチャーが一番お買い得なのではないかということで、今まで注目していなかった日本の大学発ベンチャーに、コーポレートベンチャーの方は結構興味を持ち始めて、実際に投資も始まってきているというお話もお聞きします。

どこが一番のトリガーになるのかというのは何とも言えません。東京大学は、今、実際には毎年30社ぐらいのベンチャーが生まれますし、今の段階で相談を受けているものも25件ぐらいあるので、全部起業されるかどうか分からないですが、少なくとも20社ぐらいはこれから生まれるということは見えている状況なのです。

幾つかポイントがあって、一つは、非常に難しい話です。規制ではないのですが、昔、ストックオプションの改正をしたときに、ストックオプションの上限を10%ということが

ありました。その後の改正でストックオプションの上限はなくなったのですが、いまだにベンチャーキャピタルや証券会社は10%ルールというか、目に見えないルールの運用をしているのです。だから、大学発ベンチャーも新株予約権、ストックオプションは10%しか持っていないのです。

それ以上を主張すると、上場してあなたたちはすぐに売るから株価が暴落するとか、いろいろ言われて、実際にお金を出す側と受け取る側はどちらが強いのかというのは言わずもがななので、結局、10%の運用になっています。アメリカの大学発ベンチャーは、ストックオプションを25%持っています。そういう意味で言えば、ハイリスク・ハイリターン構造があるのです。

日本は、それと比べるとどうしてもハイリスク・ローリターンになってしまいます。メルカリは、ストックオプションを20%持っていましたけれども、あれはメルカリだからできたというか、あそこまで有名になったからということはあると思います。そこはベンチャーキャピタルや証券会社がこぞって反対するので、なかなか難しいところなのですが、しかも、規制ではないので、これをいかにハイリスク・ハイリターンにするかということが1点あると思います。

2点目はチームビルディングです。大学技術移転協議会でもチームビルディングのプログラムをやろうとしています。私が見てきて、東大発ベンチャーで技術が駄目で失敗したというよりも、チームがどこかで厳しくて失敗したベンチャーのほうが多いです。しかも、それはチームといったときに、割と短絡的に社長は駄目だったみたいな言い方をしますが、私から見ても、社長もCTOもCFOもそれなりにちゃんとしている人ですが、要するにちゃんとしたチームビルディングができていません。

採用とポジショニングだけという話が多いのです。野球で言えば、あなたはセンターです、私はピッチャーで、あなたはキャッチャーみたいな、あなたはCTO、あなたはCEO、あなたはCFOみたいなことは決めているのですが、それがどんなチームになるかは決まっているわけではないので、何か問題が起こったときにベクトルがばらばらになってしまいます。そこにもってきて、発明者の先生が何かを言うと、ごちゃごちゃになるということが結構多いです。なので、本当の意味でのチームビルディングをどうするかということは考えたほうがいいです。

例えば竹中先生のワシントン大学は、Washington Research Foundationというものがありますが、あそこはベンチャーでうまくいっていると、バトンタッチさせて、同じCEO、CTO、CFO、COOで別のベンチャーをやらせたりするのです。それを人材のリサイクルという言い方をしていましたけれども、そうすると、このチームだったら投資価値がありということで、全く違う技術と全く違う大学発ベンチャーであっても、投資家からの資金調達是非常に容易になります。しかも、気心が知れたチームなので、成功確率も高くなるみたいなことをやっていたりします。

そういったことのソフトです。いかにそれを支援するかということを経営として見

るかという観点が非常に重要だと思いますが、そういったことも考える必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次、山田委員、お願いできますでしょうか。

○山田委員 山田でございます。

3点ほど申し上げたいと思います。

以前の委員会でも申し上げているのですが、無形資産に対する認識が地方では金融機関も行政機関もまだまだ低いと感じています。標準化についての話もほとんどこちらでは聞かれない状態です。

とある行政の方に、今、弊社の分析技術の国際標準化、ISO化を進めているのですが、そのお話をしたところ、ISO 9000の品質マネジメントシステムとか、ISO 14000の環境マネジメントシステムの認証登録の話と捉えられたことがありまして、多分多くの方がISOの規格そのものをつくると思わない状況だと思います。前の経営デザインシートの際にも、地方の企業には話が伝わってこないというお話をしましたが、この状況を改善する方策をそろそろ真剣に考えるべきではないかと感じています。

二つ目、先ほど知財・無形資産を活用したマークアップ率という御説明がありましたけれども、コストに対する価格、付加価値を適正に乗せた価格設定は大変重要なポイントだと思います。産業構造やサプライチェーンを考えると、まずは川下の大手企業の価格設定を見直して、そこから下請、中小企業に適正に利益が循環する仕組みもぜひ同時に御検討をお願いしたいと思います。

効率アップとか、DXなど、原価低減の取組は当然必要で、どこの企業も行っておりますけれども、ここ数年、数十年、利益率低下は非常に著しいと現場で感じています。ぜひ実効性のある施策をお願いしたいと思います。

三つ目ですが、国際標準化についてです。先日、20年来、ISOの委員をやっていたという大学の先生のお話を伺ったのですが、20年前にはISOの国際会議にアジアから出ていたのは日本だけで、大勢が参加していました。しかし、その後、中国とか、韓国などに抜かれている。中国は、20年前から若手の国際標準化の専門家教育に力を入れていて、今、その人たちが動いています。日本も20年前から国際標準化の専門家を教育すべきとずっと言ってきたのですが、進んでいないというお話でした。

先ほども20ページに戦略的な標準価値の推進について御説明いただいて、仕組みが検討されているとのことですが、それに加えて、実際にISOなどの国際会議に出席して、PLとして標準の規格化を推進できる人材、いわゆる知財の人材の育成スピードアップが必要だと感じています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。多くの方々、大変御無沙汰いたしております。

今日の事務局の発表、あるいは皆さんの御意見、勉強になると思いながら伺っております。私も知財人材の話を少しお話ししたいと思えます。

資料2の中で、知財・無形資産というものは、知財権に限らないというお話があって、これは非常に重要な視点だと思うのです。知財というとすぐに著作権などの権利のことだと思われてしまうケースが多いのですが、実際には知財を形づくる上では、契約と人材のネットワークがとても大きいのです。知財ビジネスは契約ビジネスだと言っても過言ではないほどです。

そういう意味で、話に出ている知財の専門家の育成ももちろんなのですが、併せて例えばクリエイターとか、イノベーターとか、先ほどベンチャーキャピタリストのお話も出ていましたけれども、プロデューサー側の人材。彼らが契約も含んだ知財の知識を自ら持つこともとても大事だと思うのです。そうでないと、どこに問題がありそうなのか、どこで頑張るべきで、どこで専門人材の助力を仰ぐべきなのか、その感覚自体が持てません。展開ができない作品とか、サービスをつくってしまって、その後で相談に来るというようなケースがかなり多いのですね。

例えば東京芸大では、3年前から全入学生を対象に、一番最初に必修で著作権の基本講義を受けてもらうようになりました。それはどんな活動にとっても、まずそのぐらいの知識を持った上で臨まないと、自分自身を守れず、作品を展開することもできなくなりかねないからです。でも、芸術系とか、情報系の学部の中ですら、まだ著作権や契約の基本すら教えていないところが大半だと思います。特にクリエイターというと、聖なる存在に祭り上げてしまうわけですね。

本人たちが最低限の知識を持っていないときに、専門家が問題を全部見つけ出してサポートするのは不可能です。ですから、こうしたクリエイターやプロデューサー本人に対する大学などの場での知財教育、継続教育、その受皿づくり、これも重要ではないかと感じました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。資料のご説明をありがとうございます。

私も2点、お話をさせていただきたいと思えます。

1点目は、知財の利活用に関してなのですが、スタートアップや大学ベンチャー等において、最初に知財に関わる際には、申請、登録、それが利活用される前提の段階での維持管理にとっても費用がかかるという課題があり、現状では、申請までと活用のところが分断されている状況があると思っています。イントレプレナーで企業内起業に力を入れる組織でも同様の傾向が見られると思いますので、このところを丁寧に見ていく必要が

あると思っています。

社内の知財などの帰属がどうなるか。例えば社員と会社の知財の関係など、トラブルや係争もあって、判例も出ていますけれども、マークアップ率が人事考課と連動できるのか、アイデアを出す人が評価され続けるというインセンティブが出てくると、中堅・中小企業でも人材確保につながる会社の魅力創出になる面もあると思います。この辺りの検討は必要と思います。

もう一つは、デジタル時代のコンテンツ戦略についてですけれども、ここはまさにコンテンツをつくる人と、流通させていく人がシームレスにというのはそのとおりなのですが、現状ではヒットしたものが話題を呼んでどんどん売れていくというものもあれば、最初から流通ルートをあらかじめ想定した上で、グローバルマーケティング戦略を展開するなど、いろいろな手だてがあります。ビジネスモデルの設計ありきで新しい時代のクリエイター育成が想定をされている中、クリエイター個人の活躍に合わせた、クリエイターの視点による精査も必要と思っています。

以上、よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 翁でございます。どうぞよろしく願いいたします。

3点申し上げたいのですが、一つは、無形資産、知的財産についての見える化について、ガイドラインがまとまって拝読いたしました。コーポレートガバナンスの議論にも少し関わっていたので、こういうガイドラインがまとまってきたことは、非常に評価したいと思っています。

これによりいい循環が生まれていくためには、情報開示によってより投資家の資金が集まってくるといふことと同時に、その開示によってよりよい人的資本も集まってくるといふような両方の循環につながるということが重要だと思っています。

まだ一部の企業のベストプラクティスしかまだ紹介されていませんけれども、プリンシプルのところで、知財の無形資産の投資が資産の形成につながることもとか、また、価格決定力につながるようなこともしっかり書いてありまして、そういった意識が企業に広まっていくことが大事だと思っています。

先ほど御説明にもありましたように、これをPRしていくために、いろいろなさっていくのだらうと思うのですが、開示自体を企業が競い合っていく、よりよい開示が生まれてくるというような環境をつくっていくことが大事だと思っています。

2点目ですが、官民一体の標準活用推進のところですが、ここは経営者の意識が非常に重要なのではないかと考えております。金融でオープンAPIなどのデータ利活用の推進の議論にも関わっていたのですが、競争と協調のところはどう境目を引くかというところなどに経営者はすごく戸惑いを持っています。付加価値のところでは企業間でどんどん競争していくことが必要ですが、基盤の部分では企業間で協調し、標準化していくこと

によって全体として底上げしていく、というような意識の目線がまだできていないように思います。こういったデータ利活用に必要な標準戦略の理解が広まるように、しっかり推進していただきたいと思っております。

3点目です。皆様がおっしゃった大学発などのスタートアップの議論ですが、その中に大企業の人材の活用も書いてございました。そこでコーポレートガバナンスを活用するようなことも書いてありましたが、コーポレートガバナンスだけでは必ずしも十分ではないのではないかと考えております。本当に必要な人材とか、そういった人たちをスタートアップに出していく、スタートアップでも活用していくような流れをつくっていく上では、税とか、そういった支援も必要なのではないかと考えています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いいたします。

○川上委員 川上です。全体の知財計画に流れている思う雰囲気について、2点ぐらいコメントしたいと思います。

一つは、大学や大企業に知財があるのに活用できていないという基本認識が前提条件になっていると思うのですが、私は認識が甘過ぎると思っていて、今の大学や大企業に経済的な価値を持つ知財などというのは、日本はほとんどないというところからスタートすべきではないかと思えます。技術力はあるかもしれない、技術力を持っている人材はいるかもしれない、でも、それで優れた知財をつくり出すことはできていないし、存在していません。

それはどういうことなのかというと、人材はいるのであれば、その人たちの意識の在り方を変えれば有効活用できるのかということ、そういう問題ではなくて、経済的に有効な知財をつくれる人材が存在していないというところの認識からスタートすべきではないかと思えます。

そういうことと言えば、福井先生の言われている言葉が正しいと思っていて、知財専門家だけではなく全員が知財の知識を覚えるべきなのです。日本というのは、すぐに専門家に全部押しつけてしまうのです。専門家が全てやってしまいます。例えば知財の専門家という弁理士なのですけれども、弁理士の人がたくさん増えても経済的に有効な知財が作れるわけではありません。日本は特許件数については結構たくさんあるのです。でも、それが知財として経済的な価値を生むかという点では、ほとんどがくず特許なのです。ほぼ意味のない件数だけの特許です。

これというのは、弁理士の先生にとってみたら、申請幾らで何万円ということで仕事をしている以上、それがくずだろうが、いいものだろうが、自分の報酬には関係ありませんので、有効な特許を作る経済的なインセンティブがありません。でも、特許をつくるのを専門家の仕事だと大企業の担当者たちは思っていると、1件いくらの弁理士に投げつけてしまっていて、全く活用できない知財が量産されているというのが、今の日本の状況だと思います。

重要なのは、まず人材そのものに知財という専門家をつけるのではなくて、知財の知識を必要な人にちゃんと教育する仕組みをつくるのが重要だと思います。例えば大学であれば、数で言えば、大学発ベンチャーが増えてきましたけれども、これも私もITベンチャーの業界にいる身からすると、大学発ベンチャーに限らずになるのですが、ほとんどのベンチャーというのは、くずベンチャーなのです。その中で輝いたものはほんの一握りでしかありません。

たいしたことないベンチャーがほとんどということ自体は、そういうものですから問題ではありません。しかし、輝いているベンチャーの確率を上げられるはずで、どのように上げるかという点、例えば東大が比較的的成果を出している。IPOを果たしたベンチャーが多い。でも、そのかなりの部分は、AIをやっている松尾先生の松尾研から輩出しているのです。松尾先生のところは一体何が違うのかというと、松尾研は人材がそもそも自分の研究室にいる人間ではなくて、ほかのところの研究室にいる人間も集まっているのです。いろんなジャンルの方がいます。そのジャンルには理系AIの人材にとどまらずに、金融とか、コンサルとか、ベンチャーをつくりたい人たちがAIのテクノロジーをやっている松尾研に集まっていることが重要なところで、そこが成功を生み出している大きなポイントだと思います。そのような要素を持った人間が増えることが、実際に経済的な価値を生む、経済をつくれるのではないかと思います。

もう一点、データについて、プラットフォームもつくるべきです。ルール整備をしようという志向性が推進計画ではすごく強く見えるのですが、これも違和感を持っておりまして、今、データにしても、知財にしても、世界的なITプラットフォームに集中する構造があるのです。そういう巨大なITプラットフォームにもともと集中する構造にあって、彼らは利用規約とか、もしくは個別の契約で、ここで議論されているようないろんな個人情報保護の問題など、政府の力に頼らずとも、独力で解決できるのです。

データや知財を持っている側についても、これもいろんな権利を持っているコンテンツホルダーなど、強いところは契約でほとんど解決できてしまいます。一般にこういうプラットフォームというのは、弱い権利者にとっては有利なのですが、強い権利者にとっては全く求められていない、既に解決されている問題なのです。そうすると、政府がそういったプラットフォームをつくるということを一生涯懸命推進するときに、一体誰がこれで得をするのか、誰が利用したがるのかというところが見えてこないという感想を持っています。

政府がやるべきだと思うのは、弱い立場のプレーヤーにプラットフォームをつくらせようとするものではありません。それはどうせ失敗します。弱い立場のプレーヤーを保護する法的仕組みをつくり、それを強い立場のプレーヤーに強制させることだと思うのです。プラットフォームはあるものでいいのです。そうではなくて、プラットフォームが従うべきルールをつくるという視点が重要なのではないかと。そういう視点の要素は、細かいところを見れば、かすかにあるように思いますけれども、もっとそこを強く打ち出すべきでは

ないかと思えます。

弱い立場のプレーヤーの中でも何が重要かという、個人情報を持っている個人です。そして、一般の国民一人一人の持っている個人情報という権利を守るという大義名分も存在します。です。この大義名分を使う以外に巨大なプラットフォームを従わせて、世の中が納得させられるようなルールメイキングはできないと思えますので、そこをてこにして、どのようなルールをつくって、どのような経済的なメリットを日本のステークホルダーにできるだけ分配するような仕組みをつくるのか、そのように考えるべきではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員 私からは、学術に関する情報発信と論文等に関連する日本から生み出される大きな知的な財産について、一言申し上げたいと思えます。

電子ジャーナルの高騰が商業的にインパクトの大きな雑誌を持っているような出版業界によってもたらされ、大学は大変苦しめられています。

更に、受理された論文をより多くの方に読んでもらえるようにするということが、オープンサイエンスに貢献しますが、そのために論文をオープンアクセスとすることにかかるコストを著者が負担するというビジネスモデルになっており、しかもこれが非常に高額です。このように日本の科学技術に関する研究費の一定部分がインパクトある雑誌に出版し、かつそれをオープンアクセスにすることに使われています。本来であれば、知的な発見をした研究者がその情報を多くの人と共有することが論文を發表するということであり、科学コミュニティ、ひいては人類社会に貢献することになりますが、この知的活動が搾取されているという状況があります。

さらに最近では、そのような商業誌では、論文に関わるデータについても、その出版社が管理する権利を持つことを課してくることもあり、そういうデータに関する所有権に関するより高次のルールがないと、権利を守れるのかという心配がでできます。

研究者一人一人は、より良い雑誌に論文を發表し、それをよりたくさんの方々に読んでもらいたいということが最優先です。知財の専門家ではない個々の研究者がそのことについて上手に判断することはできないかもしれません。

海外を見ると、こういうことについて国レベルでの交渉をしっかりとしていますし、何らかの意味でガイドラインのようなもので、研究者の権利、もしくは国の予算を使った研究から生じたデータを守るということについて真剣に考えています。日本でも何らかの対策をすべきなのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 日本テレビの宮島です。皆さん、御無沙汰しております。

私は知財の専門家ではない立場から申し上げるのですけれども、何年も知財に関わっていて、知財戦略が大事であること、経営者の意識とか、従業員の意識の重要性、事業構築が必要であること、人材の育成ということはずっと何年も議論していると思っています。それが進んでいる気がしないと言うと、めちゃくちゃあれですが、どのぐらい進んで、何が解決して、どこが解決されていないのかということがあまり明確に見えていないと思っています。

例えば経営デザインシートは、何年か前にお話がありましたけれども、今、地方で金融機関はあまり使っていないとか、そういうようなお話もありまして、計画というのは常に前に進むために次々と積み上げていくものなので、政策評価をしろという意味ではないのですけれども、何をやったのがちゃんと効いて、どういう結果が生まれたのかということをもうちょっと一般の人に分かるように出していけないといけないと感じます。そもそも知財の話在日常ですることはありません。もちろん一般の人にすることはないどころか、報道の現場でもすることはなく、この会議の議論が話題になることもないというのは、どうしたらいいものかと思っています。見える化というか、いい例に関してより喧伝する必要があるのではないかと思っています。

その上で、今、経営者の意識として一つのタイミングになるのは、デジタル庁ができて、あるいはコーポレートガバナンス・コードができて、今までと同じ経営では駄目なのだというような意識だけは、少なくとも高まっていると思います。今、どちらかと言うと、社員をデジタル化するところに頭が行っていると思うのですけれども、デジタルと知財はかなりリンクしているところもあると思うので、今、お話もあったように、専門人材というよりは、組織の人の平均的な知識とか、アビリティを上げていくところに経営者の気持ちが行くような形のアプローチをしたらいいと思います。

今日見せていただいたガイドラインは、非常に詳細にわたっていろんな事例があって、よくできていると思います。一方で、全部読むのはかなり根性が要ると思いますので、エッセンスのこれを見るとどういういいことがあるかということを実際立たせて、簡単な形で普通の人に伝えることも大事ではないかと思っています。

スタートアップの人たちは意識が高いと思うのですけれども、大企業とか、大学から、極端な話、不公正な取引をされることがあり得ることを私たちも普段の取材などで感じますし、それどころか、就活のインターンにおいてすら、これは知財に対する収奪ではないかと思われるような学生からの知財の収奪がたまに見られる感じがあります。そういった弱者に対するというか、立場や知識がいろいろな中で不公正な取引をしっかりと防ぐためにも、全体的な認識を上げていくことが必要だと思いますので、スピードが遅いとか、進まないということを毎回議論しますけれども、どこかめちゃくちゃ進んで格好いい！みたいなところも共有したいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 A.T. カーニー／CICの梅澤です。

3点あります。1点目、知財・無形資産のガバナンスのガイドラインで強く経済界に要請しようというのは、私もとてもいい取組だと思います。次にこれを使ってどう能力向上していくかというところが大変気になっていて、私も妙案がないので、ここはしっかり皆さんと議論したほうがいいと思っています。

一言で言うと、経営者の能力向上をしようということと、投資家や金融機関のメインド改革、あるいは能力向上をしようということに帰結すると思います。知財専門家の話ではありません。そうすると、先ほどの川上さんの話で、どのように教育していくかということになるのだと思うのですけれども、このやり方を上手にやっていく必要があると強く感じました。

一つの戦術、マイルストーンとしては、知財活用、あるいは知財戦略を駆使して収益を上げている企業を拾って投資をするみたいな投資ファンド、これはVCも投資信託も両方あり得ると思うのですけれども、こういうものが増えるということの一つのマイルストーンに置いて活動していくといいと感じました。

2点目、スタートアップ・大学発の知財エコシステムの話で、ここでもキーメッセージとして、大企業からスタートアップへの経営アセットの提供を掲げられているのは大賛成です。

先ほどの1点目にも関わるのですけれども、知財戦略専門家は、企業の中でいうと、要はCEOだったり、CSO（チーフ・ストラテジー・オフィサー）だったり、あるいはCTO（チーフ・テクノロジー・オフィサー）だったり、こういう方々がまさにドライビングシートに座っているのだと思います。

経営幹部のCSOとか、CTOの候補生みたいな人たちが、例えばスタートアップや大学との兼業を頻繁に行って、スタートアップ側で足りないノウハウを提供しつつ、大企業側もスタートアップ側の知財戦略の動向が分かるというようなキャリアパスを積極的につくっていくと、全体の底上げにつながると思いました。なので、兼業の戦略的活用という話です。

3点目、これは各論になりますけれども、著作権制度改革で拡大集中許諾の仕組みを含めて抜本改革をしていきたいと思いますという方針が出されました。これも大変すばらしい方針だと思います。

これも一昨年から何度か申し上げてきていますが、コロナ禍の中で様々な表現の場がオンライン空間に移行して、特にDJ等の音楽家がオンラインライブしか表現の場がなくなったにも関わらず、著作隣接権、特に原盤権の集中許諾の仕組みがないがゆえにマネタイズができないという問題が今も続いています。これは本当に足元の喫緊の課題でもあるので、なるべく前倒しで取り組んでいただきたいというお願いです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。

3点ほど申し上げます。1点は、今回、スタートアップを取り上げていただくのは大変いいと思いますけれども、私どもは商工会議所ですので、地方のベンチャーのような方々とのお付き合いがあります。今の話を聞いていると、若干小さくて、サイズ感が違うという感じがしますけれども、その前提で思いますのは、スタートアップ側の場合、技術はあるけれども、金と販路がないということですので、お金については、出資はある程度確保できているのですが、その後のさらにそれを大きくしていくときのお金が足りないということだと思います。

そういうときに、この知財をうまく活用してということだと思いますけれども、そういう意味で、ベンチャーキャピタルのことが書いてあるのですが、2ページの輪っかの中に一般の金融機関も入ってくるのではないかという感じがいたしておりまして、ベンチャーキャピタルがすごく大事なのはおっしゃるとおりですけれども、さらに金融機関のお金も必要です。

私どもは、例えば大阪とか、神戸の商工会議所で付き合っているベンチャーの方々から言うと、出資もいただきたいけれども、融資も重要だと言っております。出資はもちろんいただきたいのですが、一方で、自分のシェアが減るという面もありまして、融資のほうありがたいという声もあります。

今度は金融機関はどうかというと、これは預金を預かっているものですから、そのリスクマネーはあまり出せないということもありますので、今、こういう議論はこれから深めていかれるのだらうと思いますけれども、最後は制度的な話になってくれればいいわけで、日商から特に政府に要望しておりますのは、特許を持っている企業に対しては、信用保証をつけるという非常にシンプルな制度ですけれども、そのような形で信用保証があれば、政府の信用保証でございまして、民間の金融機関もお金のリスクが非常に小さくなりますので、こういうような信用保証の中に特許を入れ込むような方法を今後考えて、知財計画の中に取り込んでいただけないかということが1点でございます。

スタートアップの販路につきましては、地方の経済団体の役割は大変重要で、その会員のメンバーが中堅企業、あるいは東京ですと大企業はみんな入っておりますので、そのネットワークをどう販路開拓に活用するかということなのだと思いますけれども、ここはまだ思案中で、そのうち御提案をできればと思います。1点目がスタートアップの金融サポートの話であります。

2点目は、大学の特許の関係はここに書いてあるとおりで、問題山積だということなのだと思いますけれども、特に大学と大企業の問題はかなり書いてあるのではないかと感じておりまして、要はいいケースもあるけれども、うまくいかないケースも多いということで、それが大学の収入にもつながってこないことになります。

いい例でいきますと、創業関係でいきますと、阪大のケースなどは大変有名ですが、そ

のような例があるのですけれども、竹中先生もおっしゃっていましたが、大学側の知財に関する自由度をもう少し上げていくことが、結果としてうまくいくのではないかということが1点です。

もう一つは、大学の特許をベースにして企業が投資をするかどうかということがポイントで、今、投資をしにくいという大学と大企業の間があるのではないか。そこをもう少し掘り下げていただけないかということでございます。

この関係では、話題が変わりますけれども、もう一点申し上げます。東大TLOの山本先生のお話は大変心強く、今、日本の大学が買い得だというような状況だというお話で、それに地方の大学も含まれるということであれば、大変勇気づけられる話でございました。

もう一つのお話は証券業界の自主規制の話があったと思いますけれども、スタートアップは、上場の前にもう少しお金を集めることができないかということがございます。上場前の株の取引ですが、これも証券業の自主規制が非常に強いという状況がありまして、うまくいっていません。できればこの辺を併せて出資、リスクマネーの獲得の政策と一緒に考えたいと思っております。

3点目は、デジタルコンテンツの関係でございまして、先ほど宮島委員がおっしゃったことと同じですけれども、もちろんこのように権利処理が一步進んだことは大変いいと思いますが、今、デジタルコンテンツ産業の現状はどうなっているのかというところです。

今、特許系の話につきましては、現状認識として去年、あるいは今度の計画の中でも、日本のイノベーション力は非常に落ちているという厳しい認識があって、それではどうするかという話になっていきますけれども、コンテンツ産業は一体どうなるのだろうかという、今の産業の実力です。この辺りを御紹介いただければと思います。こちら売上は伸びていないのではないかとございますので、そういう評価はお願いしたいところです。

もう一つは、海外市場への展開が大事だというのは、このとおりだと思いますけれども、そのためにクールジャパン政策をやっておられたということですが、果たしてこのような国が関与する海外市場を広げていくことに、国がずっとやっていくことはどうだろうかということが一つございます。一体いつまでやるのだろうか。むしろこちらに民間の力を少し入れていくことはできないか。

コンテンツ産業の方々には、非常に優れたコンテンツを持っておられますけれども、海外に対するマーケティングということでは、そんなに強い方はおられないのではないかと。一方で、日本の大企業、製造業は海外展開に非常に力があると思っておりますので、そこら辺の協力関係がどうやってできるのかということなんです。電子産業等の協力が重要です。

農業の関係ですと、農業機械のメーカーが日本の米の輸出を助けている、あるいは日本の農家を助けているということをやっております。もともとは農機を農家に提供するだけでしたけれども、海外展開にも協力というのは、日本の農機の海外輸出力が大変強く、そこから海外マーケットができます。同じようにはいかないかもしれませんが、そういうことも必要なのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

手が挙がっているのは、柳川委員、中村委員、林委員の順番でお願いします。

柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員 柳川でございます。

多方面にわたるお話をいただいている、どこをどうコメントしていいのかわからないところなのではあるのですが、一つは標準化の戦略です。これはずっと言われているところではあるのですが、今、あるいはこれから非常に重要なところになってきていて、政府全体としてもここに力を入れていかなければいけないところになってきていますので、国際標準戦略活用をできるだけ推進していただくのは、とても大事なことだと思います。

川上委員からプラットフォーム的な発想でやってもというお話がありました。私もそのとおりだと思います。ただ、ここに書いてあるのは、いわゆるグローバルプラットフォームカンパニーのようなプラットフォームをつくるということよりは、もう少しワンストップ的な構造をつくることだと思っておりますので、全体のスライドを見せていただくと、官民連携は大事なのですが、いろんな協議会ができて、いろんな連携ができて、仕組みが結構重たそうなイメージがあるので、先ほどの話では、そうならないようにクイックにやっというお話を御紹介いただきましたけれども、できるだけ重たい組織を重たく動かすのではなくて、どれだけ世界の動きに併せて迅速に対応できるかということがポイントになってくると思います。

2番目は、知財・無形資産の活用戦略のところは、皆さん御指摘になったとおりで、ガバナンスガイドラインができたことは非常に重要なステップだと思います。ただ、皆さんがおっしゃっていたことだと思いますけれども、いわゆる知財と言ってしまっ、知財の専門家に任せてしまうと、結局は組織が動かないところが非常に大きな課題のところではあります。

知財戦略本部なので、知財と言わざるを得ないのですけれども、本来は知財というよりは、もう少し幅広い無形資産であり、あるいは契約の固まりであり、もっと言えばビジネスモデルで、こういうところのある種の広い意味での無形資産をしっかりと生かしたビジネスモデルをつくっていく、経営戦略を立てることができなければ、この話は何も回らないというのが大きなポイントだろうと思います。

そこをどのようにやっていくかということが、構想委員会としては考えるべきところで、皆さんがおっしゃったように、専門家だけではなく、幅広く知財に関する認識を高めいただくことと、経営全体から言えば、今、人的資産も含め、広い意味でのある種の無形資産が価値を生み出す。それをどうやって高めていくのかということに開示の方向やら、あるいはガバナンスへ向かっていますので、それと歩調を合わせる形で大きな枠組みをつくって、あるいは啓蒙的な活動ができるといいのではないかと考えています。

3番目、大学発ベンチャーに関しては、これも書かれているとおりなのではあるけれども、ある意味でいろんなところに課題があって、全てを変えていかなければいけない部分があ

るので、ここに関しては、どこに大きな焦点を当てるのか、政府としてはどこにポイントを当てて支援なり、あるいは政策をやっていくのかというところを議論の焦点にしていた
だくことが大事だと思っております。

コンテンツ・クリエイション・エコシステムです。著作権の改定議論を含めたこの辺りの
のところは、今まで進んできたものをこの先に発展させるということで、非常に期待して
いる部分でございます。一方では、メタバースの話がありましたけれども、かなりこの
部分の動きが早く、議論がうろうろしている間に、あっという間に世界に追い抜かされ
ていく危機感も非常に感じておりますので、コンテンツ周りのところは、今までと違った
発想でしっかりとした対応をしていかないと、せっかく持っているいいクリエイターの人
たちの能力が大事な形で生かせないことになりかねないので、ここもしっかり議論して
いただきたいポイントだと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 中村でございます。

1点だけ、コンテンツ戦略についてコメントを申し上げます。今回、将来予測を仮想空
間とUGC、そして、産業構造変換の三つに定めるという視点なのですが、それに同意します。
コロナとテクノロジー変化という二つの波を受けたコンテンツの政策のテーマとしては、
その三つに注目することは時宜を得ていますし、三つは相互連動します。今、柳川さんが
指摘されたように、それぞれ激動のさなかにあります。

仮想空間、メタバースは、新しいプラットフォームの攻防になります。GAFaやネットフ
リックスといったアメリカのIT企業にテンセントなどの中国企業が日本に資本投下してき
ています。その中で日本はどう向き合うのか。

二つ目のUGCは、ユーチューブがNFTの機能を用意すると言っていますけれども、新しい
収益モデル、権利モデルが成立するのか、そして、コンテンツの資産価値をどう整理する
のかといったことです。

三つ目の産業構造については、アメリカのメディアの統合・再編が進む一方で、日本は
静かだったのですけれども、このところ総務省の会議でNHKの経営形態とか、民放の免許制
度の見直し論が議論されるようになりました。これはコンテンツだけではなくて、メディ
ア産業も大きく変わる可能性が出てきたということで、このラウンドは、トータルな情勢
の変化が起きる転換点にあるという大きな認識で議論するのが適当だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言は林委員、喜連川委員、立本委員です。残りの時間がなくなってきました
けれども、お願いします。

林委員からどうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

まずコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴う「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」につきましては、企業と投資家の双方に活用していただくことを期待しております。私からは、柳川先生からの2番目の「広い意味での無形資産をしっかりと生かしたビジネスモデルをつくっていく、経営戦略を立てる」というお話と全く思いは同じなので簡単に述べます。知財というのは無形資産の代表例の一つにすぎず、知財戦略のKPIとして、これまでのような特許などの知財権の出願件数を掲げれば足りたという時代は終わったと思います。今後の企業経営においては、人材育成やカスタマーデータ、バリューチェーン、サプライチェーンなどのネットワークを含む幅広い無形資産の重要性を理解して、それについていかに具体的なKPIを立てていくということが、サイバーフィジカルシステム(CPS)の全体像を踏まえた成長戦略に役立つことを強調しておきたいと思います。

スタートアップや大学についても、同じく事業戦略、提携先との連携の契約、そういったビジネスの枠組みをつくる契約について、弁護士知財ネットの全国の会員弁護士がサポートする体制を進めております。また、そういったスタートアップにおける組織づくりにもお手伝いをしていきたいと思っております。

2番目ですが、データの活用促進に向けた環境整備については、私は内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム、SIPによる分野間データ連携基盤技術、コネクタ技術に大変期待しております。今後、実用サービスに向けて、政府自らがデータプラットフォームの役割を果たして、アーキテクチャー・ファーストでデータを「探せる、使える、つなげる」を実現していただきたいと思います。

特に「使える」ためには、「そのデータは誰が利用できるのか」というデータ利用契約の取引コストを低減できるような、効率的かつ公正透明なルール策定が必要です。そのためにはまず、川上委員もおっしゃってございましたけれども、個人情報、その代表格である厚労省のヘルスケアデータなど、公的なプラットフォームから国民個人のデータポータビリティないしデータコントローラビリティを確立できるように進めていただきたいと思います。

3番目にデジタルコンテンツの利活用についてですが、簡素で一元的な権利処理を実現するには、「中間まとめ」に基づいた著作権法改正の議論と並行して、今後設けられる「コンテンツ戦略検討タスクフォース」におかれましては、各省庁が協力して、先ほど申し上げたコネクタ技術を使って、アーキテクチャー・ファーストでデータを「探せる、使える、つなげる」というメカニカル・ライセンスのプラットフォームの構築をスピードアップして進めていただきたいと思います。

次に、これと並行して海賊版対策についても、いま一度抜本的なステップアップをお願いしたいと思います。クリエイターへの適正な利益還元のために真っ先にやらなければならないのは海賊版対策です。皆様、御案内のように、コロナ禍で海賊版被害は急増しております。ABJによると、漫画の海賊版サイトのアクセス数上位10位の、2021年の年間合計ア

クセス数は昨年の2.5倍の37億5660万件。2020年の正規版の漫画市場6126億円の1.6倍にあたる膨大な被害があります。たとえ出版4社がクラウドフレアなどに数億円の損害賠償請求訴訟を提起しても、それは氷山の一角にすぎません。

実際に日本の被害企業のお声を聞きますと、ネット社会では、そもそもサイト運営者が特定できず、サーバーが、法制度の追いついていない国に置かれていたり、海外へ追跡ができないことも多く、現地で裁判をすればいいじゃないかというのは暴論であり、結局、先進国であるイギリスやフランスなどで認められているサイトブロッキングが唯一の対抗手段です。日本企業が海外の裁判所でサイトブロッキングに成功している例の判決文を読みますと、いつまでも海賊版サイトへのアクセス制限を先送りしている日本の常識は、世界の非常識と言っても過言ではないと思います。ドイツのように権利者側と通信事業者側が共同でクリアリングハウスをつくって、アクセス制限している方法も参考になります。ぜひとも海賊版対策の工程表を第3段階に進めて、具体的議論を始めていただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あとお三方、コンパクトにお願いしたいと思いますが、喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 喜連川です。

大分メンバーも替わってこられたみたいなのですが、私は純粋なデータの研究をテーマでやっております、非常に大量なデータを見てきたのですけれども、純粋に研究者の視点から見ますと、データというのは国際空間の中にありますと、非常に大きなマグネットになると感じています。つまりいいデータを持っている研究所にいい人がやってくるという傾向が著しく大きくなっております。これは現状のAIがデータなしでは動かないところから来ているわけですが、こういうデータの共有財という点でのスコープも、この戦略の中に一定程度御配慮いただくことが重要ではないかと感じています。

一方で、大学も中小企業の一つみたいなものですから、コーポレートガバナンス・コードで戦略を分かりやすく御説明をいただいたわけですが、データの資産価値というのは何なのだろうかというのはまだ不透明で、ぜひその辺の整理をお願いできればありがたいと思っております。これが1点目のデータです。

2点目は、先ほど宮島委員がおっしゃられた、結局、何が進んでいるのかよく分からないという話がこの委員会で何回か申し上げた記憶があって、それをもう一回おっしゃっていただけて、とてもスッキリしたのですけれども、前は効果測定をしようと思っていたら、今度は構想ということでぼわっとなって、何が何だか分かりづらくなっていると思うのですが、例えば先ほどのデータのような問題ですと、データはどれだけ有効に働いているのかということ一度御整理いただいて、御紹介いただくとありがたいと思っています。

最後です。2020年のとき、渡部委員長に大変お世話になったのですけれども、この場で大学の遠隔講義が著作権の対象にならないということをお訴えさせていただきました、その

後、この委員会におられました瀬尾先生が非常に機敏な動きで動いていただいて、大変御不幸があったことが痛まれるところでございますけれども、ここは難局を乗り越えられたと思っています。

しかしながら、よくよく調べますと、今のルールでは、ある大学の授業はその大学の学生に対してというところのペアの中で整理整頓されていると理解しております。コロナでデジタルになったときに何が一番うれしいかという、どこの大学の講義も行かずに全部聞けてしまうということなのです。皆さんもオリンピックのときにどの先生が出てきたかという、中京大学の来田先生です。日本では、この先生以外、オリンピックの歴史を分かっている先生はいないです。ですから、ロングテールの講義を聞けるようにしてあげることが、これからの大学にとって非常に重要で、こういうことを少し御検討いただくとありがたいと思っております。

最後ですけれども、コロナの中で教育に関するコンテンツがべらぼうに増えたということは実態だと思いますし、そういうシステムから膨大なデータが生まれています。LMSから極めて大量のデータが生まれておまして、東大も総長がメタバースを大好きなものですから、そこからのデータも山のように出てきます。こういうものの個人情報の取扱いがややグレーでございまして、有効活用するために一定程度の整理が必要だと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が超過しておりますけれども、立本委員、杉村委員の御発言をいただければと思います。

立本委員、よろしくお願いたします。

○立本委員 渡部先生、ありがとうございます。

筑波大学の立本です。

3点あります。短くいきます。

1点目は、大学のイノベーションです。2000年頃から産学連携本部等に設置して整備していたと思うのですが、いまだに共有特許の話などが大学によってはうまく機能していないと思うのです。20年たっていますから、大学間で経験の差が大きく違うと思うので、一度共有したほうがいい時期に来ていることが強く感じました。

2点目は、SIP、ムーンショット、もしくはそれに似たような類似の補助金等になるのですが、大学が受皿になるところがあると思います。これらの事業は、最終的にはビジネス化するか、事業化することを目標に掲げられていますけれども、ほとんどの場合、例えば知財権が分散して使えないという話が出ていると思います。

この話は真剣に考えたほうがよくて、かつ何人かの先生方からもお話が出ていましたけれども、知財権の整備という観点でこの話を解決しようとするのは非常に難しく、むしろ技術が生まれたときにどう事業化するか、事業化のツールを整備したほうが良いと思われれます。もしかしたら、それはストックオプションかもしれないし、ベンチャーキャピタ

ルかもしれないのですけれども、事業化を先にツールとして整備する。知財はむしろシグナル側で、それを整えているだけなのです。なので、知財を整備すると考えないほうがいいと思います。

3点目は、標準化の話です。標準化でカバーしている領域で、グリーンイノベーションの部分とデジタルイノベーションの部分があったと思います。グリーンイノベーションの部分に関しては、今までどおり国際標準化等でカバーできていると思います。一方で、デジタルの部分は、DXと非常に大きく関係するので、重要な部分なのですけれども、標準化がうまく機能していないと思います。特に企業間のところがうまく機能していないと思います。機能させるために各種の基盤をつくっているという話もありましたけれども、一方で、デジタルイノベーションは非常に足が早くて、そのような大きい団体は難しいところがあると思います。

異例ではありますけれども、デファクトスタンダードの領域に政府の支援が入ったほうがいいと思います。デファクトスタンダードの領域に入るとするのは、政府の支援では難しいのですけれども、例えばOSS、もしくはオープンデータみたいな、そういう領域は、昨今では政府の支援が可能だと思います。ですので、この辺のデファクトスタンダードの領域をどう支援していくのかというところを真剣に考えたほうがいいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後は杉村委員、お願いします。

○杉村委員 ありがとうございます。途中抜けておりましたので、ほかの委員の方がおっしゃっていることと重複かもしれませんが、資料3の2ページ目に関することです。ここでベンチャーキャピタルと記載がされています。ベンチャーキャピタルだけではなくて、信用組合、信用金庫等の一般金融機関もここに入れていただくことがよいのではないかと思います。

日本弁理士会では、本年度、スタートアップ知財支援元年を宣言いたしました。これまでもスタートアップを支援してまいりましたが、改めてスタートアップ知財支援元年を宣言し、本会だけではなく全国の地域会等を含めて、スタートアップを知財面より支援していくという事業を強化しているところでございます。

その中で地方の弁理士からの声として、出資だけではなく、融資をどのように獲得するかというような点、それから、既存の中規模企業がスタートアップと連携していきたいという声がありますので、大企業だけではなく、中規模の企業も資料中に明記して入れていただきたいと思います。

特にコーポレートガバナンス・コードとも関係しておりますが、どのように融資、そして、出資を獲得するかということについては、ベンチャーキャピタルにおいても一般の金融機関においても無形資産をきちんと的確に評価をしていただく必要があると思いますので、今後、ベンチャーキャピタル、一般金融機関が無形資産を適切に評価していただくこ

とを強力に政府で推進していただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

これで全員の委員からいただきました。これをベースにして知的財産推進計画2022に向けての検討を進めていければと思います。

最後に、田中事務局長より総括をお願いします。

○田中事務局長 ありがとうございます。

本日も多くの御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。時間も超えておりますので、皆さんのコメントには全部お答えできないのですが、大きなところで幾つか感じたことを申し上げます。

スタートアップと大学に関する意見をたくさんいただきました。個別の論点については、私のほうで拾って、アジェンダに追加しながらやっていきたいと思っています。

この話は、今、私ども知財本部だけで動いている状況ではございませんで、総理も施政方針演説で重要課題として言及されていることもございまして、総合科学技術・イノベーション会議でも、私どもを含めて全体をまとめていこうという方針で進める方向でございますし、新しい資本主義実現本部でもやっていこうという話があります。ここで取り上げられている課題、私どもが以外の話も含めて、全体として政府として立体的にやっていく。その中の一つのパーツのつもりでやっていこうと思ってございます。

今日、一番痛い御指摘は、宮島さんからの御指摘だと思っているのですが、ほかの皆さんの御意見も絡めていくと、一つは専門家のタコつぼの議論にしないということで、さらにそれを全体的に底上げしていけるかどうかという話という意味では、皆さんの御意見、あるいは見方、危機感、同じ方向性の話だったのではないかと感じております。

私自身は、昨年の構想委員会をまとめるときに、副題をどうするかという話の中でも申し上げましたけれども、タコつぼ化をどう避けるのか経営層に取り組んでいただくざるを得ない環境フレームワークをどうしていくのか。政策のサプライサイドから押していっても、現場のニーズが動かないという面があるので、そういう意味では、経営層に刺さる政策としてどういう打ち手があるかということをご悩んでまいりました。これは去年からずっと悩んでいることでもあります。

そこで、知財・無形資産ガバナンス・ガイドラインの話、コーポレートガバナンスの話をやりましたわけですが、これもまだ道半ばであります。先ほど柳川先生からもお話がありましたが、これも人的投資のところは単なる経営資産という話だけではないということもありまして、中に入れておりません。この話は総理も施政方針演説のところで、開示政策を使って押していくということもおっしゃってまして、新しい資本主義実現本部でも検討が始まると聞いております。その中の動きにも連動して、さらに大きな力になるように進めていきたいと思っています。

そこで一つ欠けているのは、投資家、金融機関側にさらに何を願うのかということ

ころがまだ弱いと思っています。力学を発揮するためにはそれが十全ならしめなければなりません。そこを強化していきたいと思います。

標準戦略についても、そういう意味では、経営層が議論せざるを得ないようなフレームワークにどうしていくかということに、もう少し力点を置いてやっていきたいというのが、先ほどの御説明の中で申し上げたことであります。

さらに経営層を超えて、もう少し広く社会全体で底上げがどうできるかというのは、おっしゃるとおりであります。ただ、物すごく難しいアプローチ上の課題を抱えることになります。今日の御意見は心に抱えて、何ができるか考えていきたいと思います。

人材の話につながることになるのですけれども、これはサプライサイドだけで教育プログラムをただ増やすだけでは、多分動かないと思います。それを必要とせざるを得ないような環境をどうつくるかということと絡んでまいりますので、難しい課題ですけれども、少し悩んでみたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日の会合はこれで閉会させていただきたいと存じます。

事務局から追加の連絡がございましたら、お願いいたします。

○川上参事官 ありがとうございます。

本日の議論を踏まえまして、ワーキンググループ、事務局内での検討を進めていきたいと思っております。

次回の構想委員会は、3月上旬頃に開催予定でございまして、日程については、改めて御相談させていただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○渡部座長 どうもありがとうございました。